

岐阜市と岐阜県弁護士会との法教育の推進に関する協定

2018年3月27日、岐阜市と岐阜県弁護士会の間で、「法教育の推進に関する協定」を締結しました。県内自治体あるいは、中核市が都道府県の弁護士会と同様の協定を締結するのは、初めてのことです。予測不可能な未来社会を見据え、自ら他者と協調して課題解決に取り組むことができる人材を育成すべく、相互の人的・物的資源を活かして、子供たちが「法的なものの見方・考え方」を身に付けることを目的とした事業となっています。



【岐阜市、岐阜県弁護士会のこれまでの主な取組み】

＜岐阜市(教育委員会)＞

- ・ 学校ごとに法教育の授業を実施
 ※社会科、道徳、総合学習など
 ※県弁護士会の出前授業：年 1～2 校
 (学校と個別に繋がりのある弁護士が実施)
 ※法廷セットの活用：2 中学校
- ・ AL ルーム「アゴラ」を整備
 ※H28 全中学校、H30 全小学校

＜岐阜県弁護士会＞

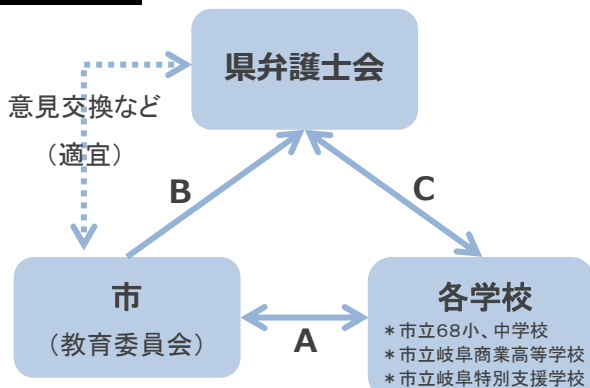
- 『法教育委員会』を設置し、法教育を推進
- ・ 個別の要請に応じ出前授業実施
 ※県内で年 10～20 件 (岐阜市 1～2 件)
 - ・ 物事の多様な見方・考え方を伝えつつ、他者と共生・協働して社会を形成していくための意欲や能力の育成を目指し活動

【協定の概要】

- I：県弁護士会所属の弁護士が各学校で法教育に関する出前授業を実施 (1校2名程度派遣)
 ※小学校高学年から実施 ※主に県弁護士会推薦書籍(法教育12教材)を使用
- II：市(教育委員会)と県弁護士会が法教育に関する意見交換を行う
 ※事業全体の進捗共有など (年1回以上)



【推進体制】



- A: 当該年度の実施校を決定(照会・回答)
 B: 弁護士会へ実施校を連絡(一覧表)
 C: 弁護士会と各学校が授業の調整・派遣実施
 *実施時期、内容、派遣弁護士の決定、振返り など

【スケジュール】

・5か年の間に、各学校で1回以上の授業を実施

	H29	H30	2019	2020	2021	2022
小学校	H30.3 協定締結	各校で1回ずつ実施			希望校で実施	
		約10校	約20校	約20校	約10校	約10校
中学校	市岐商/特支	実態を踏まえ展開 ・アンケート調査 ・授業振返り ・実施事例の共有 等			各校で1回実施	
					約10校	約10校
						1回実施

※H30に10校で実施し、以降、年20校程度で実施予定